

資料

収支計算書からみる特定非営利活動法人の実態
— 愛媛県の場合*

橋 本 理

The Current Status of Incorporated Nonprofit Organizations
in Ehime Prefecture Based on an Analysis
of Their Income and Expenditure Statements

Satoru HASHIMOTO

Abstract

This study analyzes the income and expenditure statements of certain incorporated nonprofit organizations in Ehime Prefecture and thus determines the current status of these organizations.

Keywords: incorporated nonprofit organization, income and expenditure statement, Ehime Prefecture

抄 録

この資料は、特定非営利活動法人（NPO 法人）の現状を把握するために、愛媛県下の NPO 法人によって作成された収支計算書のデータを整理したものである。

キーワード：特定非営利活動法人（NPO 法人）、収支計算書、愛媛県

* 本研究は、平成22年度関西大学学術研究助成基金（奨励研究）において、研究課題「福祉系 NPO 法人の経営実態に関する研究」として研究費を受け、その成果の一部を公表するものである。

1. はじめに

この資料は、特定非営利活動法人（通称：NPO 法人）の活動動向を把握するために、NPO 法人によって作成された収支計算書のデータを整理したものである。NPO 法人は設立後、年1回、計算に関する書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書）と事業に関する書類（事業報告書）を所轄庁に提出することが求められる。所轄庁は、事務所がある都道府県の知事であるが、2以上の都道府県の区域内に事務所がある場合は内閣総理大臣となる。本資料は、愛媛県知事が所轄庁となるNPO 法人を対象を限定し、各法人の2008年度（平成20年度）の収支計算書をもとに作成した。

NPO 法人の活動は、必ずしも収入や支出などの財務に関する指標のみで把握されるものではないが、収入や支出の規模は活動状況を理解するうえでの手がかりとなる。NPO 法人は、ときには雇用創出の役割が期待されたり、昨今ではその一部が社会的企業という概念にあてはまる事業組織として認識されることもある。そのような役割を果たせるような比較的規模の大きいNPO 法人はといったどの程度の割合を占めるだろうか。また、ボランティア活動が中心の事業組織や、実質上活動がなされていないような収支金額が微少なNPO 法人はどの程度の割合を占めるであろうか。さらには、介護保険事業や障害者自立支援法に基づく事業を実施しているNPO 法人は事業規模が比較的大きいことが予想されるが、果たして現状はどのようなものであろうか。これらの疑問に答えるために、NPO 法人の収支の動向を把握しておくことは意義があろう。また、NPO 法人の収支状況の全体的な動向が明らかになれば、個々の活動分野のNPO 法人の特徴を明確にする一助にもなるであろう。

すでに、NPO 法人の財務データに関する先行研究としては、2003年度（平成15年度）のNPO 法人の情報をもとに全国規模の財務データベースを構築する試みがなされている¹⁾。また、いくつかの都道府県においては独自の分析が試みられている状況があり²⁾、たとえば、本資料が対象とする愛媛県においては、NPO 法人の手によって、2006年度（平成18年度）の事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書）の内容分析が試みられている³⁾。NPO 法人の事業報告書等については、インターネット上からの入手が比較的

1) たとえば、山内直人・馬場英朗・石田祐「NPO 法人財務データベースの構築から見える課題と展望」『公益法人』2007年4月、4-10ページを参照されたい。

2) たとえば、特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ『愛知県 NPO 法人財務分析・会計支援事業 調査報告書 — NPO への理解促進に向けて～NPO 法人の財政状態及び会計処理の現状について～』愛知県県民生活部社会活動推進課、2007年。

3) 特定非営利活動法人えひめNPOセンター『市民社会へのエントリーシート—えひめのNPO 法人・活動報告書の

容易になりつつあり、NPO 法人に関する収支状況や事業内容へのアクセスがしやすくなってきている。そのような状況を活かして、本資料は主として収支計算書に着目して、NPO 法人の実態の一端を明らかにしようとするものである。本来ならば、全国の NPO 法人の収支状況を分析することによって日本の NPO 法人の全体像を明らかにする必要があるが、本資料はそのワンステップとして愛媛県の NPO 法人を取り上げ、その収支状況から NPO 法人の実態を垣間見ようとするものである。

2. 愛媛県の NPO 法人数

最初に、愛媛県知事を所轄庁とする NPO 法人数を、全国や他の都道府県と比較しておく。表 1 は、内閣府が全国の NPO 法人の申請受理数、認証数、不認証数等をまとめたものを、認証数（現在数）の多い都道府県順に並べ替えたものである。2010年4月30日現在、全国の NPO 法人数は39,893法人、そのうち愛媛県を所轄庁とする NPO 法人は300法人（0.75%）となっており、法人数は都道府県順で36位となっている。なお、300法人のうち半数以上の160法人が松山市に主たる事務所をおいている⁴⁾。

表 1 特定非営利活動促進法に基づく申請受理数および認証数、不認証数等

1998/12/01～2010/4/30現在

	所轄庁名	申請受理数 (含申請中)	認証数 (現在数)	不認証数 (累計)	解散数 (累計)	認証取消数 (累計)
1	東京都	7194	6519	439	701	172
2	大阪府	2794	2704	4	378	92
3	神奈川県	2559	2494	0	270	59
4	北海道	1625	1591	0	149	30
5	千葉県	1549	1523	1	121	26
6	兵庫県	1535	1497	3	120	8
7	埼玉県	1449	1427	2	135	7
8	福岡県	1385	1351	1	166	43
9	愛知県	1350	1318	0	128	7
10	京都府	1022	1004	0	75	4
11	静岡県	961	935	1	61	2
12	長野県	818	802	0	52	0
13	群馬県	669	656	1	62	11
14	広島県	626	607	3	80	14
15	岐阜県	600	586	2	41	0

まっとう度調査 2007】特定非営利活動法人えひめ NPO センター、2008年。

4) <http://nv.pref.ehime.jp/npo/ichiran.pdf>

	所轄庁名	申請受理数 (含申請中)	認証数 (現在数)	不認証数 (累計)	解散数 (累計)	認証取消数 (累計)
16	鹿児島県	576	563	0	30	3
17	宮城県	556	546	0	62	3
18	岡山県	561	538	1	40	5
19	福島県	545	530	1	30	0
20	新潟県	539	524	1	38	1
21	三重県	534	518	2	82	16
22	茨城県	511	501	0	48	6
23	熊本県	502	493	2	43	2
24	滋賀県	477	467	0	26	0
25	栃木県	468	457	0	35	0
26	大分県	437	430	1	37	9
27	沖縄県	437	425	0	28	8
28	長崎県	415	409	0	27	0
29	山口県	360	353	1	22	2
30	山形県	352	344	1	18	1
31	奈良県	350	340	0	14	0
32	岩手県	338	335	0	28	0
33	山梨県	319	312	1	14	0
34	宮崎県	311	302	0	21	7
35	和歌山県	305	301	0	24	0
36	愛媛県	306	300	0	27	1
37	佐賀県	302	295	1	21	0
38	石川県	286	284	1	14	0
39	青森県	286	283	0	37	1
40	富山県	282	277	0	6	0
41	徳島県	260	256	0	8	0
42	高知県	255	254	0	17	0
43	香川県	246	240	2	22	0
44	秋田県	241	232	0	16	0
45	島根県	218	216	0	16	0
46	福井県	218	214	0	22	0
47	鳥取県	189	184	0	8	0
	都道府県計	38118	36737	472	3420	540
	内閣府	3373	3156	144	274	33
	全国計	41491	39893	616	3694	573

出 所) <http://www.npo-homepage.go.jp/data/pref.html>

原注1) 定款変更による所轄庁の変更があった場合は、申請受理数、認証数ともに新たな所轄庁の欄へ移動させている。また、解散の場合には申請受理数、認証数ともに減算している。

原注2) 認証取消数(累計)は解散数(累計)の内数。

定款に記載される特定非営利活動は17種類あるが、そのうち、「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」をあげる法人が最も多く、39,733法人のうち22,924法人（57.7%）を占め、「社会教育の推進を図る活動」がそれに続き、18,415法人（46.3%）となっている（複数回答）（2010年3月31日現在）。なお、愛媛県下の300法人については、「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を定款に記載しているのは178法人（59.3%）である。

3. 収支計算書からみる NPO 法人の動向

3.1 データ作成の方法

本資料では、事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書）のうち、主として収支計算書に着目してデータを作成した。事業報告書等は、原則としてインターネット上から入手した。具体的には「愛媛ボランティアネット」の「特定非営利活動法人事業報告書等閲覧コーナー」からPDFファイルをダウンロードして入手した⁵⁾。ただし、同サイトから入手できるのはインターネットでの公開に同意したNPO法人の事業報告書等に限られるため、同サイトから入手できない事業報告書等については愛媛県庁において閲覧した（2010年6月7日閲覧）。愛媛県を所轄庁とする300法人のうち、2009年度以降に事業年度が開始されている法人を除いて、2008年度（平成20年度）の事業報告書等が閲覧可能な269団体を対象とした。

NPO法人の主たる目的は定款に記載されることになっており、定款と事業報告書等の間には整合性があることが求められる。NPO法人は、「特定非営利活動に係る事業」を行うが、それに加えて「その他の事業」を行うものもある。その両方がなされる場合には、事業報告書等は「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」のそれぞれについて作成される。本資料では、さしあたり「特定非営利活動に係る事業」に関する収支計算書に着目して作成した。

収支計算書は、一般に「資金収支の部」において「Ⅰ経常収入の部」「Ⅱ経常支出の部」「Ⅲその他資金収入の部」「Ⅳその他資金支出の部」に区分されて記載され、それに続き「正味財産増減の部」において「Ⅴ正味財産増加の部」「Ⅵ正味財産減少の部」が記載される。NPO法人の収支計算にあたっては資金とは何かについて明確な定めがなく、「資金の範囲」については各法人の判断にゆだねられている⁶⁾。したがって、経常収入や経常支出に記載される項目は法人によって異なる。また、必ずしもすべてのNPO法人が適切な会計処理を

5) <http://nv.pref.ehime.jp/html2/houkoku01.htm>

6) 羽田野了策『NPO法人の会計・税務マニュアル—基礎から申告書まで』中央経済社、2008年、60頁。

行っているとは限らない。それゆえ、NPO法人のデータを収支計算書から厳密に導き出し、各法人間の比較やデータの分析を行うことには困難が伴う。さしあたり、本資料では、NPO法人の全体的な動向を把握することを目的とし、原則として各NPO法人の記載にしたがって、経常収入、経常支出に関するデータを作成した（ただし、前期繰越収支差額を経常収入に含めている場合については経常収入に含めずに処理するなど、修正を施したところもある）。

3.2 経常収支からみるNPO法人の動向

経常収支の状況から愛媛県のNPO法人の実態についてみていく。ここでは、先にも触れた特定非営利活動法人えひめNPOセンターの調査報告『市民社会へのエントリーシート』のデータも用いる。同調査報告は、2006年度（平成18年度）の事業報告書等について分析を加えており、いくつかの項目で今回収集した2008年度データと比較を行い、表に示した。ただし、用いられているデータの収集方法や対象は必ずしも一致しているとは限らない。たとえば、『市民社会へのエントリーシート』では内閣府所轄で愛媛県に主たる事務所をおくNPO法人もその対象とされているが、本資料では愛媛県所轄のNPO法人を対象を限定している。したがって、本資料における2006年度と2008年度の数値の比較は大まかな傾向を把握するのにとどまるものである。

表2は、愛媛県所轄のNPO法人の経常収入・経常支出を合算して示してある。対象とした269法人の経常収入を合算した総額が36億2,562万8,714円、経常収入の総額を法人数で除した数値（経常収入平均）は1,347万8,174円となっている。そのうち「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を定款にあげる法人は165法人（愛媛県のNPO法人全体の61.3%）あるが、それらの経常収入の総額は30億5,531万1,632円（同84.3%）となっており、経常収入平均は1,851万7,040円となっている。

続いて、定款に「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」の記載がある法人のうち、介護保険事業を実施している法人と障害者自立支援法に基づく事業を実施している法人を抽出して同様の値を求めた。介護保険事業と障害者自立支援法に基づく事業の両方を実施している法人は9法人あり、双方でカウントしている。なお、障害者自立支援法に基づいて設置される地域活動支援センターの運営に関わる法人については分析の対象としていない。介護保険事業を実施している法人は27法人（愛媛県のNPO法人全体の10.0%）、経常収入の総額は15億7,730万8,902円（同43.5%）、経常収入平均は5,841万8,848円となっている。障害者自立支援法に基づく事業を実施している法人は31法人（同11.5%）、経常収入の総額は

表2 経常収入・経常支出の状況

		2006年度	2008年度
愛媛県全体	法人数	235	269
	経常収入合計	¥ 2,503,608,644	¥ 3,625,628,714
	経常支出合計	¥ 2,410,352,427	¥ 3,470,013,862
	経常収入平均	¥ 10,653,654	¥ 13,478,174
	経常支出平均	¥ 10,256,819	¥ 12,899,680
「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」 が定款に記載されている NPO 法人	法人数	102	165
	経常収入合計	¥ 1,973,697,932	¥ 3,055,311,632
	経常支出合計	¥ 1,935,641,000	¥ 2,905,938,705
	経常収入平均	¥ 19,349,980	¥ 18,517,040
	経常支出平均	¥ 18,976,873	¥ 17,611,750
介護保険事業を実施している NPO 法人	法人数	26	27
	経常収入合計	¥ 1,150,261,551	¥ 1,577,308,902
	経常支出合計	¥ 1,198,029,014	¥ 1,498,429,277
	経常収入平均	¥ 44,240,829	¥ 58,418,848
	経常支出平均	¥ 46,078,039	¥ 55,497,381
障害者自立支援法に基づく事業を実施して いる NPO 法人	法人数	/	31
	経常収入合計		¥ 1,523,501,288
	経常支出合計		¥ 1,433,790,115
	経常収入平均		¥ 49,145,203
	経常支出平均		¥ 46,251,294

出所) 2006年度は、特定非営利活動法人えひめNPOセンター『市民社会へのエントリーシート——えひめのNPO法人・活動報告書のまっとう度調査 2007』を参照。2008年度は愛媛県所轄のNPO法人の事業報告書等をもとに筆者が作成。介護保険事業を実施している法人については、愛媛県保健福祉部の資料を参照して抽出した。障害者自立支援法に基づく事業を実施している法人については、NPO法人の事業報告書等を参照するとともに、独立行政法人福祉医療機構が運営するWAM NETのデータベースに基づき抽出した。

注1) 2006年度は、内閣府所轄で愛媛県に主たる事務所をおくNPO法人を含む。2008年度は、内閣府所轄で愛媛県に主たる事務所をおくNPO法人を含まない。

注2) 障害者自立支援法に基づく事業を実施している法人について、地域活動支援センターを運営している法人は対象とせずに抽出した。ただし、他の事業と地域活動支援センターの双方を運営している法人は含む。

15億2,350万1,288円（同42.0%）、経常収入平均は4,914万5,203円となっている。

NPO法人全体に比して、「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を定款に記載している法人のほうが経常収入は大きい傾向にあるが、それは介護保険事業や障害者自立支援法に基づく事業を実施している法人の経常収入がかなり大きいことによる。表には示していないが、「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を定款に記載している法人のうち、介護保険事業と障害者自立支援法に基づく事業の双方とも実施していない法人は116法人（愛媛

県のNPO法人全体の43.1%)、それらの法人の経常収入の総額は6億3,256万935円(同17.4%)である。なお、経常収入平均は545万3,112円となっており、その額はNPO法人全体と比べてかなり小さい。「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を定款に記載している法人のうち介護保険事業や障害者自立支援法に基づく事業を実施していない法人は、事業規模の小さい法人が多いことがわかる。

次に、表2において2006年度データと比較してみると、経常収入平均および経常支出平均は、愛媛県全体ではそれぞれ約280万円、約260万円増加している。また、「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を定款に記載している法人は経常収入平均で約80万円程度の減少、経常支出平均で約140万円程度の減少がみられるが、そのうち介護保険事業を実施している法人については経常収入平均で約1,420万円の増加、経常支出で約940万円の増加がみられる。介護保険事業の規模が拡大していることがみてとれる。

表3と表4では、経常収入および経常支出の規模別の法人数を示している。表3によると、経常収入が1億円以上を超える法人は愛媛県全体で8法人あるが、そのうち介護保険事業を実施しているのが6法人、障害者自立支援法に基づく事業を実施しているのが5法人と、経常収入規模の大きい団体の多くが、介護保険事業や障害者自立支援法に基づく事業を実施していることがわかる。

愛媛県全体では、経常収入が「100万円以上500万円未満」の団体が最も多く71法人(愛媛県のNPO法人全体の26.4%)と約4分の1を占めている。続いて、「50万円未満(0円

表3 経常収入規模別法人数

経常収入	2008年度							
	愛媛県全体		保健・医療・福祉		介護保険		障害者自立支援	
1億円以上	8	3.0%	7	4.2%	6	22.2%	5	16.1%
5000万円以上1億円未満	15	5.6%	14	8.5%	6	22.2%	8	25.8%
1000万円以上5000万円未満	48	17.8%	38	23.0%	9	33.3%	14	45.2%
500万円以上1000万円未満	30	11.2%	21	12.7%	2	7.4%	1	3.2%
100万円以上500万円未満	71	26.4%	38	23.0%	3	11.1%	0	0.0%
50万円以上100万円未満	21	7.8%	8	4.8%	0	0.0%	2	6.5%
50万円未満(0円を除く)	53	19.7%	26	15.8%	1	3.7%	0	0.0%
0円	23	8.6%	13	7.9%	0	0.0%	1	3.2%
	269	100.0%	165	100.0%	27	100.0%	31	100.0%

保健・医療・福祉 = 「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」が定款に記載されているNPO法人

介護保険 = 介護保険事業を実施しているNPO法人

障害者自立支援 = 障害者自立支援法に基づく事業を実施しているNPO法人(地域活動支援センターを除く)出所)表2に同じ。

表4 経常支出規模別法人数

経常支出	2008年度								2006年度	
	愛媛県全体		保健・医療・福祉		介護保険		障害者自立支援		愛媛県全体	
1億円以上	7	2.6%	6	3.7%	5	18.5%	5	16.1%	5	2.1%
5000万円以上1億円未満	13	4.9%	12	7.3%	7	25.9%	7	22.6%	9	3.8%
1000万円以上5000万円未満	53	19.8%	42	25.6%	9	33.3%	15	48.4%	37	15.7%
500万円以上1000万円未満	28	10.4%	19	11.6%	2	7.4%	1	3.2%	33	14.0%
100万円以上500万円未満	70	26.1%	39	23.8%	3	11.1%	2	6.5%	48	20.4%
50万円以上100万円未満	20	7.5%	7	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	23	9.8%
50万円未満（0円を除く）	55	20.5%	25	15.2%	1	3.7%	0	0.0%	55	23.4%
0円	22	8.2%	14	8.5%	0	0.0%	1	3.2%	25	10.6%
	268	100.0%	164	100.0%	27	100.0%	31	100.0%	235	100.0%

保健・医療・福祉＝「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」が定款に記載されている NPO 法人

介護保険＝介護保険事業を実施している NPO 法人

障害者自立支援＝障害者自立支援法に基づく事業を実施している NPO 法人（地域活動支援センターを除く）

出所）表2に同じ。

注）2008年度のデータは、支出にマイナスの数値を記載した1法人をのぞく。

を除く）」が53法人（同19.7%）、「1,000万円以上5,000万円未満」が48法人（同17.8%）となっている。ちなみに、経常収入1,000万円以上の法人の合計は71法人であり、経常収入が「100万円以上500万円未満」の法人数と同数になっている。経常収入が100万円以上500万円未満の比較的規模の小さい団体と、経常収入が1,000万円以上の比較的規模の大きい団体の2つの層があると指摘できよう。また、経常収入が「0円」の団体が23法人（同8.6%）あることも注目される。経常収入が0円であるからといって活動が全くなされていないとはいきれないが、その多くは実質的に活動が行われていないことが予想される。

なお、介護保険事業および障害者自立支援法に基づく事業を実施している法人に限ってみると、経常収入が「1,000万円以上5,000万円未満」の法人が最も多くなっており、介護保険事業を実施している法人が9法人（介護保険事業を実施している NPO 法人のうち33.3%）、障害者自立支援法に基づく事業を実施している法人が14法人（障害者自立支援法に基づく事業を実施している NPO 法人のうち45.2%）となっている。ここからも、両事業を実施している法人は経常収入の規模が全体に比べて大きいことがみてとれる。

表5においては、経常収入が大きい10法人について示した。先にも述べたとおり、経常収入が1億円以上の法人は8法人であり、表にあらわれていないものも含めて、上位11法人は経常収入が9,000万円以上の法人となっている。また、介護保険事業と障害者自立支援法に基づく事業のいずれかもしくは双方を行っている法人が上位10法人のうち9法人を占めている。経常収入上位10法人のうち、唯一、「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を

表5 経常収入の大きい法人（上位10法人）

法人名	保健・医療・福祉	介護保険	障害者自立支援	経常収入	経常支出	その他収入	その他支出	収入（合計）	支出（合計）
ケア・サポート	○	○		¥ 304,352,228	¥ 261,645,237	¥ 134,668	¥ 13,281,362	¥ 304,486,896	¥ 274,926,599
自立生活センター松山	○	○	○	¥ 178,569,455	¥ 175,392,619	¥ 381,200	¥ 300,000	¥ 178,950,655	¥ 175,692,619
さなえ	○		○	¥ 165,944,001	¥ 165,394,367	¥ 439,658	¥ 372,900	¥ 166,383,659	¥ 165,767,267
今治しまなみスポーツクラブ				¥ 155,903,121	¥ 156,696,101	¥ 0	¥ 0	¥ 155,903,121	¥ 156,696,101
Asanami Work Camp	○	○	○	¥ 120,881,346	¥ 117,578,186	¥ 0	¥ 0	¥ 120,881,346	¥ 117,578,186
ほっとねっと	○	○	○	¥ 116,449,588	¥ 103,657,317	¥ 8,000,000	¥ 15,208,621	¥ 124,449,588	¥ 118,865,938
愛と心えひめ	○	○		¥ 103,275,873	¥ 99,487,987	¥ 0	¥ 0	¥ 103,275,873	¥ 99,487,987
えひめ障害者ヘルパーセンター	○	○	○	¥ 100,817,105	¥ 100,505,899	¥ 0	¥ 0	¥ 100,817,105	¥ 100,505,899
ハート in ハートなんぐん市場	○		○	¥ 97,172,229	¥ 98,432,551	¥ 8,045,147	¥ 8,760,640	¥ 105,217,376	¥ 107,193,191
家族支援フォーラム	○		○	¥ 92,463,344	¥ 94,381,424	¥ 15,125,480	¥ 16,045,278	¥ 107,588,824	¥ 110,426,702

保健・医療・福祉＝「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」が定款に記載されている NPO 法人

介護保険＝介護保険事業を実施している NPO 法人

障害者自立支援＝障害者自立支援法に基づく事業を実施している NPO 法人（地域活動支援センターを除く）

出所）表2に同じ。

定款に記載しておらず、介護保険事業と障害者自立支援法に基づく事業のいずれも実施していない「特定非営利活動法人今治しまなみスポーツクラブ」は、スポーツ教室などを中心とした指定管理事業の収入が経常収入の多くを占めているという状況にある。

4. おわりに

この資料では、NPO 法人の収支状況をもとに愛媛県の NPO 法人の動向を概観した。以下、簡単に内容を要約し、今後の課題について触れておく。

まず、愛媛県の269の NPO 法人のうち、経常収入が1,000万円以上の法人が71法人、経常収入が50万円以上100万円未満の法人が同じく71法人となっており、それぞれ全体の4分の1程度を占め、全体の半数以上がそのどちらかにあてはまることになる。経常収入が100万円に満たない比較的小規模の法人と、経常収入が1,000万円以上の比較的大規模の法人の2つの層があることがみてとれ、その両者の間にどのような活動内容の差異があるかを検討することが今後の課題となろう。

介護保険事業を実施している法人については、一般に想定されているとおり、経常収入や経常支出の大きい法人が多い傾向にあることがわかった。今後は、各法人の提供するサービスの種別によって収入や支出の規模に差異があるかどうか、雇用がどの程度うみ出されているのか、などの点を明らかにすることが課題となろう。さらには、社会福祉法人や株式会社など介護保険事業を実施している他の事業形態の事業者と比較することも必要であろう。

障害者自立支援法に基づく事業については、愛媛県の NPO 法人の経常収入上位10法人のうち7法人が実施しており、そのうち5法人では経常収入が1億円以上となっている（表5参照）。障害者自立支援法に基づく事業は、NPO 法人の事業規模の拡大をもたらしているとみなせよう。障害者自立支援法が施行された2006年以降、事業の拡大が可能な環境が生じた様子が垣間見られるが、同法の改正に向けた動きもあり、今後の推移を見守る必要がある。また、本資料では、障害者自立支援法に基づいて設置される地域活動支援センターを運営している法人については分析の対象としなかった。NPO 法人が地域活動支援センターを運営する場合も多いので、その活動状況をみることも必要となる。また、介護保険事業と同様、障害者自立支援法に基づく事業を行う社会福祉法人や株式会社との比較は今後の課題として残されている。

最後に、NPO 法人の収支計算書をはじめとした事業報告書等の分析についてである。前

掲の『市民社会へのエントリーシート』⁷⁾によって試みられていることであるが、経常支出の項目における事業費と管理費の内訳についての分析や正味財産の項目についての分析、事業報告書や収支計算書の記載方法についての分析はNPO法人の経営実態を把握するうえで継続的に進める必要がある。そのうえでは、時系列データの蓄積および分析、都道府県別データの整備とそれに基づく都道府県間の比較などを行い、NPO法人の活動実態をより明確にすることが求められる。

※本資料の作成にあたり、愛媛県庁の関連担当部署の方々に貴重な示唆を賜った。ここに記して感謝申し上げます。なお、当然のことながら、本資料の叙述内容に関する責任はすべて筆者に帰する。

—2010.7.2 受稿—

7) 特定非営利活動法人えひめNPOセンター、前掲書。